

効果測定

<p>効果測定とは</p>	<p>社会福祉の実践の効果を科学的に測定する方法 「独立変数」は援助、「従属変数」は問題やニーズなどを指す</p>
<p>古典的実験計画法 (フリテスト- ポストテスト前制群法)</p>	<p>利用者へ、援助を受ける「実験群」と援助を受けない「統制群」に分け、援助実施前後の観察結果を比較し、差があれば援助の結果によるものとみなす</p>
<p>単一事列実験計画法 (シングル・システム・ デザイン)</p>	<p>対象が1ケース(1人)で、利用者の問題(目標)に対して、介入(インターベンション)の効果測定する方法 測定したデータを図示し、基礎線期(ベースライン期)と介入期(インターベンション期)における利用者の問題(目標)の変化を評価し、またその変化が介入による影響かどうかを評価する</p>

効果測定の種類

統計法

◆統計法の概要

1 統計法の目的

★

「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」(「統計法」第1条)。

統計法の全部改正

旧「統計法」(1947(昭和22)年)を、統計調査によって得られた統計データでなく、公的機関が作成した統計も含む統計全般を対象とした法律に2007(平成19)年に改編し、近年のインターネットの普及などに対応して、基幹統計のインターネットへの公表などの規定も盛り込まれた。

2 基幹統計

国勢統計や国民経済計算など、行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけている(「統計法」第2条第4項)。

3 加工統計(二次統計)

一次統計で得られたデータについて、何らかの加工を行って得られる統計をいう。

4 調査票情報の二次利用

★★

社会の発展を支える情報基盤として、調査票情報などの利用や提供をすることを進めようとするもの。「統計法」第3章で規定している。

5 調査票情報等の保護

「統計法」第4章で規定されている。調査票情報などの適正管理や利用制限など、情報の保護について規定している。

6 匿名データの適正管理義務

★★

「統計法」により、学術目的などの理由で匿名データ(個人や企業が特定できない形に加工されたデータ)の提供を受けることができるが、そのデータの管理については適正管理義務が生じる。

7 守秘義務

★★★

統計調査の情報を目的以外に利用・提供した場合の罰則が規定されている。守秘義務規定に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金。

8 かたり調査の禁止

公的調査と思わせるような紛らわしい表示や説明を行って、情報を得る行為を「かたり調査」とよび、禁止している。違反者および未遂者は2年以下の懲役または100万円以下の罰金。

9 公的統計の整備に関する基本的な計画

公的統計の総合的整備を政府全体で行うため、閣議決定によって基本計画を定める。基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行う。

10 統計委員会

基本計画案などを専門的に作成することなどを目的として、統計委員会が内閣府内に設置されている。「統計法」第5章で規定されている。